

社会福祉法人桐生療育双葉会ショートステイふたば運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桐生療育双葉会が開設するショートステイふたば（以下「施設」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイふたば
- (2) 所在地 桐生市広沢町一丁目2643番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 従業者
医師 1名
生活相談員 1名
看護職員 4名以上
介護職員 20名以上
機能訓練指導員 1名
栄養士 1名
調理員 実情に応じた相当数
従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 併設型 10名
- (2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員56名以内

(介護予防) 短期入所生活介護の内容)

第6条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険給付費額を除いた額とする。

2 介護報酬告示額 別表のとおり

併設短期入所生活介護(Ⅱ)多床室

3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用。

- | | | |
|-------------|---------------|---------|
| 1. 送迎距離(片道) | 2 km以上 4 km未満 | 4 0 0 円 |
| 2. 送迎距離(片道) | 4 km以上 6 km未満 | 6 0 0 円 |
| 3. 送迎距離(片道) | 6 km以上 | 8 0 0 円 |

(2) 滞在に要する費用として、別表のとおり。

(3) 食事の提供に要する費用として、別表のとおり。

(4) 理美容代として、実費。

(5) その他指定(介護予防)短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、桐生市及び旧桐生広域圏の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(2) 機能訓練室を利用する際には、機能訓練指導員の指示に従い、安全な利用に心掛けること。

(3) 浴室を利用する際には、従業者の指示に従い、安全な利用に心掛けること。

(4) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、(介護予防)短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、毎年2回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第12条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしに居宅サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第13条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、当該事業所の従業者によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。

- 2 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

(掲示)

第15条 事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

第16条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 事業所は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

第17条 事業所は、居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(虐待に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 管理者を責任者とする虐待防止検討委員会の設置

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) 成年後見制度の利用支援

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

第19条 従業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年	6月	1日	改正
平成17年	10月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正
平成21年	4月	1日	改正
平成21年	8月	1日	改正
平成24年	4月	1日	改正
平成25年	4月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成27年	8月	1日	改正
平成28年	4月	1日	改正
平成29年	4月	1日	改正
令和元年	10月	1日	改正
令和2年	2月	1日	改正
令和2年	4月	1日	改正
令和3年	4月	1日	改正
令和5年	4月	1日	改正